

宮城・仙台富県チャレンジ応援基金

宮城県と仙台市との共同により、公益財団法人みやぎ産業振興機構に基金を造成し、創業や中小企業等の新事業創出を支援する助成事業を実施します。

1 実施主体 創業を行う方、新事業創出・新製品開発等に取り組む中小企業者等

2 対象事業

(1) 創業・新事業創出支援事業

地域資源等の活用による創業や新事業展開に係る事業

(2) 産学連携型産業育成支援事業

産学連携等により新技術・新製品の研究開発等を行う事業

(3) 高付加価値型産業育成支援事業

健康福祉・医療産業、創造的産業、集客・交流産業分野における製品・サービス開発等に係る事業

3 補助率等 1/2 から 3/4 以内（事業により異なります。）

※平成23年度は震災対策として、2(1)の事業のみを対象とする
予定です。

助成率 1/2 以内

助成限度額 1件当たり200万円以内

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

○仙台市以外の事業者の方については

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課

e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

TEL 022-225-6697

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階

○仙台市内の事業者の方については

財団法人仙台市産業振興事業団

e-mail : shiencenter@siip.city.sendai.jp

TEL 022-724-1212

〒980-6107 仙台市青葉区中央一丁目3番1号AER7階

創業・新たな事業展開のために

実践経営塾

.....
県は、公益財団法人みやぎ産業振興機構が行うソフト面での支援との連携を図りながら、各種支援事業を行うことによって、「創業」と「経営革新」による新事業創出を促進し、県内産業が活性化することを目指しています。
.....

○新事業創出のための基本的な考え方

新事業創出のため、次の2つの観点からの支援が必要と考えています。

■新たに事業を起こす方自身の成長

■新たなビジネスを行う際に生じる様々な問題への対応

そのため、新たな事業を行う方にとって、特に重要な、ビジネススキルの磨き上げやネットワーク作り等を支援するため、発展段階に対応した支援メニューを用意しています。

○実践経営塾 ～「もうかる仕組み作り」を強力にサポート

起業家や経営者が取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとする事業のコアとなる事業計画とその要素である技術・マーケティング等について、新事業支援チーム(経営者や各分野のスペシャリストで構成するビジネスプロデューサーの集団)との議論により、事業計画を徹底的に考え抜くことを通じて「儲かる仕組み」を完成させ新事業の成功可能性の高い事業計画にブラッシュアップしていきます。

また、みやぎ産業振興機構のプロジェクトマネージャーやビジネスプロデューサー数名が県内企業を訪問し、専門能力とネットワークを活用した経営相談を実施します。実施日等はお問い合わせください。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 URL: <http://www.joho-miyagi.or.jp/>
e-mail: soudan@joho-miyagi.or.jp TEL022-225-6697
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階

情報通信関連事業所の立地を支援する奨励金制度

情報通信関連事業所を新設する企業の方に、奨励金を交付する制度です。

○情報通信関連企業立地促進奨励金

【交付対象】

県内に情報サービス業(情報サービス業の供するサービスを使用する機械設計業を含む。)、インターネット付随サービス業等を行う事業所であって初期投下固定資産相当額が1千万円以上のものを新設する企業

※初期投下固定資産相当額

新設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額(家屋及び償却資産。)並びに1年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

【交付額】

①投下固定資産等奨励金(限度額1千万円)

イ 投下固定資産額を対象とした交付

◇家屋及び償却資産に係る固定資産評価額×10%

ロ 賃借料を対象とした交付

◇1年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額×1/3

②新規雇用奨励金(限度額1千万円×3年)

◇10人以上を新規雇用した場合、1人につき30万円(新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は、60万円)

新設日から3年間、新規雇用者の増加に応じ追加交付

※新規雇用者は県内に住所を有し、雇用保険に加入している者に限る

創業・新たな事業展開のために

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県震災復興・企画部 情報産業振興室 e-mail: johoi@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁3階 TEL 022-211

中小企業経営革新支援事業

経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。経営革新計画の承認を受けた事業者は、下記に掲げる支援策の利用を申請できます。

○中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認

- ・対象者：中小企業、個人、組合及び連合会
- ・申請時期：随時
- ・経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入等の新たな事業活動

○計画の承認により利用できる支援策

- ①信用保証の特例
- ②政府系金融機関による低利融資制度
 - ・設備資金、長期運転資金
- ③高度化融資制度
- ④税制面での支援措置
 - ・設備投資減税、留保金課税の特例
- ⑤中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑥小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ⑦宮城県独自の融資制度
 - ・中小企業産業振興資金（新技術・新製品事業化資金）（P73参照）
- ⑧特許料等の減免措置

※ 実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。
あわせて、希望する支援策の相談窓口で相談してください。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 中小企業支援班 e-mail:shinsant@pref.miyagi.jp
〒980-8570仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL022-211-2723

中小企業労働力確保法に基づく支援

新しいこと(創業、異業種への進出)を始めるに当たって、必要となる人材の確保、魅力ある職場づくりに取り組む中小企業者を支援します。

1 中小企業基盤人材確保助成金

都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、健康、環境分野等に該当する事業への新分野進出(創業又は異業種進出)に伴って、新たに経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を雇用保険の一般被保険者として雇入れた場合に、賃金の一部が助成されます。

(助成額)

基盤人材 : 一人当たり140万円(1企業あたり上限5人)

※新分野進出等の準備を始めてから6ヶ月以内に改善計画を作成し、知事の認定を受けることが必要となるほか、助成を受けるためにいくつか条件があります。

2 中小企業雇用創出等能力開発助成金

高度な人材の育成、新分野への進出又は青少年の実践的な職業能力の習得を図るために、従業員に対し職業訓練を実施した場合に、その範囲の一部が助成されます。

(助成額)

教育訓練等に要した経費及び賃金の1/2(支給限度あり)

※支援を受けるためには、新分野進出等の準備を始めてから6か月以内に改善計画を作成し、知事の認定を受けることが必要です。

3 中小企業人材確保推進事業助成金

都道府県知事から改善計画の認定を受けた健康、環境分野等に該当する事業を営む者のみを構成員とする事業協同組合等が、当該計画に基づき、構成中小企業者の労働力確保及び雇用管理の改善に関する支援を実施した場合に、事業に要した費用の一部が3年度分助成されます。

(助成額)

事業の実施に要した経費の3分の2の額。ただし、組合等の規模に応じて、1事業年度600万円～1,000万円が支給限度となります。

※支援を受けるためには、事前に雇用管理の改善に関する計画(改善計画)を作成し、知事の認定を受けることが必要です。

4 その他の支援制度

この他にも、高度化融資制度、中小企業労働環境整備貸付、中小企業信用保険法の特例、中小企業等基盤強化税制の適用、委託募集の特例等の支援制度があります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎

TEL 022-299-8063

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班

e-mai : koyousu@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

TEL 022-211-2772

地域雇用開発助成金

雇用情勢の厳しい地域等において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主、又は新たに創業し、求職者を雇い入れる事業主に対して助成されます。

1 地域求職者雇用奨励金

同意雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備を行い、それに伴い地域求職者(以下「対象労働者」という。)を雇い入れる事業主に対して助成を行います。

※同意雇用開発促進地域とは、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画(県が策定)に基づく地域です。

宮城県では、県内全域(8地域)が該当します。

- (1)計画期間 平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
塩釜・古川・大河原・迫・気仙沼 の各ハローワークの管轄区域
- (2)計画期間 平成23年10月1日から平成26年9月30日まで
仙台・石巻・築館 の各ハローワークの管轄区域

○基本的な要件

- ①設置・整備を行う施設が雇用保険適用事業所であること。
- ②設置・整備費用が300万円以上であること。
- ③対象労働者を3名以上(創業は2名)雇い入れていること。

○支給額

設置・整備費用及び対象労働者数に応じて、40万円～900万円を1年ごとに3回支給します。

○留意事項

事前に管轄するハローワークに「計画書」の提出が必要となるほか、助成を受けるためにいくつか条件があります。

○同意雇用開発促進地域における雇用開発奨励金の特別措置

事業所の「設置」に伴い、相当数の労働者を雇い入れる等当該地域における雇用構造の改善に特に資すると認められるもの(大規模雇用開発計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主に開発奨励金について特別の措置を講じます。

(1)基本的な要件

- ①設置する施設が雇用保険適用事業所であること。
- ②設置費用の合計額が50億円以上であること。
- ③地域求職者等を100名以上雇い入れていること。

(2)支給額

1億円又は2億円(200人以上雇用の場合)を1年ごとに3回支給します。

(3)留意事項

事業主は大規模雇用開発計画の作成にあたって、事前に労働局長に申し出を行うことが必要となるほか、助成を受けるためにいくつか条件があります。

2 地域再生中小企業創業助成金

雇用情勢の改善の動きが弱い地域において、その地域の重点産業分野(地域再生分野)で創業し、労働者を雇い入れる中小事業主に対して、創業経費の一部と雇い入れ奨励部分の助成を行います。

○対象地域と地域再生分野

- ①当分の間、雇用改善の動きが弱い地域として、宮城県全域が対象となります。
 - ②地域再生分野は、日本標準産業分類の中分類で、食料品製造業(09)、飲食物品小売業(58)、社会保険・社会福祉・介護事業(85)となります。
- ※()は産業分類番号。

○基本的な要件

- ①雇用保険適用事業主であること。
- ②中小企業者の要件を満たす事業主であること。
- ③地域再生分野を主たる事業として、新たに創業を行うこと。
- ④支給申請日において、助成金の対象労働者を2人以上現に雇用していること。
- ⑤雇い入れた労働者は、雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

○支給額

(1)創業支援金

創業経費の合計額の1/3を支給します。ただし、雇い入れが5人未満の場合は、上限額150万円、5人以上の場合は上限額250万円となります。

(2)雇い入れ奨励金

1人あたり30万円を支給します。ただし、100人分が限度となります。

○留意事項

法人の設立又は個人事業の開業の日から起算して6ヶ月以内に事業計画の認定申請を行い、その認定を受けることが必要となるほか、助成を受けるためにいくつか条件があります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー 又は 各ハローワーク(公共職業安定所)
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL 022-299-8063

県内のインキュベーション施設

インキュベーション施設では、創業者や創業間もない企業が賃貸スペースとともに、コンサルティングサービスをはじめとしたソフト支援事業を受けることができます。

入居希望の方は、次の施設に直接お問い合わせください。

○県内のインキュベーション施設

施設名称・運営主体	電話／URL
21世紀プラザ研究センター 仙台市泉区高森2-1-40	株テクノプラザみやぎ TEL：022-374-3100 URL：http://www.tpminc.co.jp
仙台市情報・産業プラザ「起業育成室」 仙台市青葉区中央1-3-1 AER8階	(財)仙台市産業振興事業団 TEL：022-724-1212 URL：http://www.siip.city.sendai.jp/
インテリジェント・コスモス研究機構 (略称「ICR」) 仙台市青葉区南吉成6-6-3	株インテリジェント・コスモス研究機構 TEL：022-279-8811 URL：http://www.icr-eq.co.jp/
石巻ルネッサンス館 石巻市開成1-35	石巻産業創造株 TEL：0225-92-1313 URL：http://www.iss-net.jp
東北大学連携ビジネスインキュベータ (略称「T-Biz」) 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40	T-Biz TEL：022-726-5866 URL：http://www.smrj.go/incubation/t-biz/

そのほか、小区画のオフィススペースを賃貸する民間のレンタルオフィスがあります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班 e-mail: shinsanr@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2721

企業立地促進法による支援措置

宮城県の産業集積区域内において、工場の新増設や機械設備等の導入を行う企業を支援します。企業立地促進法に基づき、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方は、様々な支援措置を受けることができます。

○制度概要

(1) 企業立地計画

事業者が行う工場又は事業所の新規立地や新増設に伴い、企業立地促進法に基づく支援を受けるために作成する計画

(2) 事業高度化計画

事業者が行う機械設備等の導入に伴い、企業立地促進法に基づく支援を受けるために作成する計画

○対象者

宮城県が作成した「基本計画」において指定されている集積区域及び集積業種に該当することなどが要件です(詳しくはお問い合わせください)。

【宮城県の基本計画】

- ・ 高度電子機械産業集積形成基本計画
- ・ 自動車関連産業集積形成基本計画
- ・ 食品関連産業等活性化基本計画(北部・南部)

○支援措置

- ・ 設備投資減税(企業立地計画のみ)
- ・ 工場立地法に基づく緑地面積等の緩和(計画承認は不要)
- ・ (株)日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 小規模企業者等設備導入資金の貸付割合の特例
- ・ 中小企業信用保険の特例措置に関する保証

※計画の承認が融資等を保証するものではありませんのでご注意ください。

※このほか、地方税の減免を実施している市町村もございます。詳しくは市町村までお問い合わせください。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

(企業立地計画)

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第一班 e-mail: invest@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL022-211-2732

(事業高度化計画: 高度電子機械産業、自動車関連産業の場合)

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 中小企業支援班 e-mail: shinsant@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL022-211-2723

(事業高度化計画: 食品関連産業の場合)

宮城県農林水産部 農林水産政策室 農商工連携支援班

e-mail: nosusein@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 TEL022-211-2242

産活法による中小企業経営資源活用計画

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき、中小企業経営資源活用計画の承認を受けた方は、下記に掲げる支援措置の利用を申請できます。

○中小企業経営資源活用計画とは

- ・現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、若しくは新たな経営資源を有効に活用することにより、新事業の開拓を行う計画
- ・現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することにより、商品の生産・販売若しくは役務の提供を効率化する計画

○対象者

新事業開拓もしくは経営の効率化を行う中小企業者

○支援措置

- ・中小企業信用保険法の特例(普通保険・無担保保険の別枠化等)
- ・小規模企業者等設備導入資金の貸付割合の特例(貸付割合の上限引上げ)
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例(対象者の拡大)
- ・許認可の承継円滑化(事業引継ぎの際の許認可承継の手続きを簡素化)

※ 実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。
あわせて、希望する支援措置の相談窓口で相談してください。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 中小企業支援班 e-mail: shinsant@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2723

3R新技術研究開発支援事業費補助金

産業廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)の促進等に関する技術開発と事業化を取り組む場合に、研究開発費用の一部を補助します。

【対象者】

県内に事業所を置く事業者

県内に事業所を置く事業者が半数以上で構成される団体

【補助内容】

対象事業	大学等と連携して行う県指定産業廃棄物の3R新技術の研究開発	産業廃棄物の3R新技術の研究開発	産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進に関する新技術の研究開発
補助率	2/3以内	1/2以内	
補助限度額(実施期間)	7,000千円/年〔3年以内〕	①7,500千円/年〔2年以内〕	②5,000千円/年〔3年以内〕

【募集時期】

募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせ下さい。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県環境生活部 資源循環推進課 企画指導班 e-mail: sigenp@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁13階 TEL 022-211-2649

中小企業地域資源活用促進法による支援

地域の「強み」である伝統的産品、農林水産品、観光資源などの地域資源を活用して、新商品・新サービスの開発や市場化などに取り組む中小企業を、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など、総合的に支援します。

対象となる方

宮城県が指定する地域資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等

※宮城県では248件の地域資源を指定しています。（H23.1.21現在）

支援内容

中小企業地域資源活用法に基づいて「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けると、次の各種支援を受けることができます。

※個別の支援ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

【法に基づく支援】

- (1) 試作品開発・展示会出展等への補助金：上限3,000万円（補助率2/3以内）
- (2) マーケティング等の専門家による支援（事業計画作成から販路開拓まで）
- (3) 中小機構が主催する商談会等に対する優先的な出展
- (4) 設備投資減税（機械及び装置を取得などした場合に減税等の特例）
- (5) 政府系金融機関による融資制度（設備資金及び長期運転資金への融資）
- (6) 信用保証枠の特例（保証限度額の拡大等）
- (7) 中小企業投資育成株式会社法の特例（設立の際発行される株式引受等の支援）
- (8) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等

【その他の支援】（地域資源を活用した新たな取組のための支援）

- (1) 地域中小企業応援ファンド（中小機構に5年で200億の資金確保）
- (2) 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
- (3) 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動への支援
- (4) 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発への支援

※この法律の正式な名称は「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」です。

相談窓口

お近くの商工会・商工会議所などの中小企業支援機関に御相談ください。

※この事業や宮城県が指定する地域資源の詳細など、中小機構が運営するサイト「地域資源活用チャンネル」でご確認いただけます。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

***** 制度に関するお問い合わせ *****

中小企業庁 経営支援部 新事業促進課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関一丁目3-1

Tel 03-3501-1767（直通） 相談室 Tel 03-3501-4667

東北経済産業局 産業部 中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1 Tel 022-221-492

独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北支部 新事業創出支援課 Tel 022-399-9031

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6-1（仙台第一生命タワービル6階）

農工商連携に対する支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

A：農工商等連携促進法に基づく支援

対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農工商等連携に対し指導・助言等の支援を行うNPO、公益法人

支援内容

- ・農工商等連携促進法に基づき、事業計画・支援事業計画を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。
- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
※個別の支援ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。
 - (1)試作品開発・展示会出展等への補助金：上限3,000万円(補助率2/3以内)
 - (2)マーケティング等の専門家による支援(事業計画作成から販路開拓まで)
 - (3)政府系金融機関による融資制度(設備資金及び長期運転資金への融資)
 - (4)信用保証枠の特例(保証限度額の拡大等)
 - (5)小規模企業者等設備導入資金助成法の特例(貸付割合の引き上げ)
 - (6)食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (7)農業改良資金等の特例(中小企業者への貸付、償還期間延長等)
- ②農工商連携に対し指導・助言等の支援を行う公益法人等への支援
 - (1)連携構築支援への補助金：上限500万円(補助率2/3以内)
 - (2)信用保証の特例

相談窓口

お近くの商工会・商工会議所などの中小企業支援機関にご相談ください。

B：6次産業化にむけた施設整備等に対する支援

対象となる方

- ①食品産業事業者
- ②農林漁業者の組織する団体

支援内容（6次産業化推進整備事業(農工商等連携タイプ)）

- ・農林漁業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援します。(補助金：上限1億円 補助率1/2以内)
- ①食品産業に係る対象施設 食品の加工、販売のための施設、機械
- ②農林漁業に係る対象施設 農林漁業用機械施設、集出荷施設、乾燥調製施設等

相談窓口

下記お問い合わせ窓口(東北農政局)にご相談ください。

***** 制度に関するお問い合わせ *****

A：東北経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1 Tel 022-221-4923

A、B：東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1 Tel 022-221-6146

独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北支部 新事業創出支援課 Tel 022-399-9031

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6-1 (仙台第一生命タワービル6階)

農業に参入してみたい

農業は決してやさしいものではありませんが、やり方次第では限りない魅力を持っています。会社としてどのような農業経営を行いたいのか、将来の姿を描くことが重要です。

○農業への参入形態は色々あります。どのような参入形態をお考えですか？

1 農作業受託を行いたい

【事業内容の例】

- ◇機械作業（田や畑の耕起、代かき、田植え、稲刈り、乾燥調製、除草など）
- ◇農作業（野菜、果樹の収穫、選別・調製、袋詰め・箱詰めなど）
- ◇その他（パイプハウスの設置、ビニールの張り替え、農産物の運搬など）

【参入方法】

- ◆今の会社形態のままでも参入できます。
- ◆農業法人を設立して参入することもできます。
- ◆有限責任事業組合（LLP）を設立して参入することもできます。

2 農業生産を行いたい

①農地を利用する場合

【事業内容の例】

- ◇稲作、畑での野菜や果樹の栽培、転作田での麦や大豆の栽培など

【参入方法】

- ◆農地法に基づく農業生産法人を設立して参入できます。（農地の購入、借り入れのどちらの方法でも可能です。）
- ◆農地を借り入れる場合に限り、一般的要件に加えて以下の条件を満たすことで、今の会社形態のままでも参入が可能となります。
 - ・農地を適正に利用していない場合は貸借契約を解除する旨を明記
 - ・地域農業者と適切な役割分担のもと継続的かつ安定的に農業経営を行う
 - ・業務執行役員のうち1人以上が法人の農業に常時従事

②農地を利用しない場合

【事業内容の例】

- ◇ブロイラー、肥育牛、養豚、きのこ栽培など

【参入方法】

- ◆今の会社形態のままでも参入できます。
- ◆農業法人を設立して参入することもできます。
- ◆有限責任事業組合（LLP）を設立して参入することもできます。

○県では、農業へ参入を希望する民間企業等の相談窓口を設置しておりますので、下記相談窓口までご相談下さい。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

県庁相談窓口

宮城県農林水産部 農業振興課 企画指導班 e-mail: nosinp@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 TEL 022-211-2833

地方相談窓口

各地方振興事務所農業振興部

アグリビジネスに取り組むマーケットイン型の「プロ農業経営者」を支援します

(財)みやぎ産業振興機構内にアグリビジネスを実践的にサポートできる機能を整備し、各種機関と連携しながら経営者の発展段階に応じたきめの細かい支援を行っています。

【農業におけるビジネス・経営に関する相談受付】

(財)みやぎ産業振興機構では、農業法人等からの商品開発、販路開拓、財務管理など、ビジネスや経営上の課題に関する相談を受け、下記の支援事業から最適な事業を選んで提案します。

相談及び各支援事業は原則的に無料です。(一部事業は低額の負担金あり)まずは下記連絡先に電話にてお気軽にご相談ください。

【アグリビジネス支援の各種事業】

◎アグリビジネス経営体ステージアップ支援

新たな事業の展開を考えている農業法人等を対象に、現在の経営課題や経営展開戦略について、アグリビジネスや中小企業支援の専門家とディスカッションし、事業の成功に必要な事業計画のブラッシュアップを図ります。

◎アグリビジネス専門家による支援

経営課題や新規展開計画等の相談内容に応じて、産業振興機構に登録しているアグリビジネスや中小企業支援の専門家の中から最適な専門家を現地に派遣して、課題解決のためのアドバイスを実施します。

支援テーマの例としては、商品開発、販路開拓、販売戦略、パッケージ開発、マーケティング調査、インターネット販売、財務管理、店舗売場改善等があります。

◎農産物販売ビジネス支援

首都圏等への販売拡大を目指す農業法人等アグリビジネス経営体に対して、農産物や農産加工品の販売に向けたアドバイスや、販路開拓に向けたマッチングを支援します。

◎アグリビジネス経営体コアチーム支援

発展志向を持つ農業法人等を対象に、複数の分野の専門家らによる支援チームを編成し、アグリビジネス確立のため、事業計画のブラッシュアップから事業の実践までの総合的かつ継続的な支援を行います。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

(財)みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室 e-mail:soudan@joho-miyagi.or.jp
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター 3階 TEL:022-225-6697
宮城県農林水産部 農産園芸環境課 アグリビジネス班 e-mail:noenkanag@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 TEL:022-211-2844